

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**放課後チャレンジ教室スタッフ**

興津小学校の放課後チャレンジ教室に通う児童と一緒に活動できるスタッフを募集します。活動内容等の詳細はお問い合わせください。  
 ④平日午後2時～6時に勤務可能な方  
 ※時期により異なる/募集人数=1人  
 /④市教委教育支援課学校指導担当(☎23-5189)

**交通安全指導員**

活動内容=各地域での街頭指導、各期の交通安全運動への参加、市内で開催される各種行事やイベントでの交通指導/募集時期=随時/応募資格=市内在住の健康な満80歳未満で、交通安全運動推進活動に意欲的な方/任期=2年(再任可)/④無報酬※活動に必要な被服、物品は貸与/④市民生活課(☎31-4521)

**要介護認定調査員(個人委託)**

23(令和5)年度の要介護認定調査業務委託にあたり、介護支援専門員を募集します。  
 委託期間=4月1日～2024(令和6)年3月31日/委託料=調査1件につき3,300円(予定)/応募要件=①介護支援専門員の資格を有していること ②09(平成21)年10月以降の要介護認定調査の実施経験があること ③23(令和5)年4月1日現在、事業所等に所属していないこと ④市内一円の調査が可能であること(釧路地域のみ可)/④3月1日(水)～10日(金)に履歴書、介護支援専門員資格者証の写し、認定調査員新規研修修了証明書の写しを直接防災庁舎3階介護高齢課介護認定担当(☎31-4597)へ※郵送不可

**市ホームページに  
広告を掲載しませんか**

掲載位置=トップページ下部/掲載期間=基本1カ月単位(最大12カ月連続掲載可)/募集件数=各期間12枠(先着順)/規格=縦60ピクセル×横200ピクセル/④1枠2万9500円/④詳細はお問い合わせください/④市民協働推進課(☎31-4504)

**税・保険・年金**

**事業主と従業員の皆さんへ、個人住民税は特別徴収で納めましょう**

釧路総合振興局と市では、個人住民税の特別徴収(事業主が従業員の給与から年12回に分けて徴収し、納入する制度)への切り替えをお願いしています。  
 特別徴収にすることにより、1回あたりの負担額が少なくなり、納め忘れも防ぐことができます。特別徴収の開始を希望される場合には、従業員の方は勤務先に、事業主の方は下記へお問い合わせください。  
 ④市民税課市民税担当(☎31-4515)

**3月31日(金)は  
以下の市税等の納期限です**

- ・国民健康保険料(第10期)
  - ・後期高齢者医療保険料(第10期)
  - ・介護保険料(第10期)
- ※いずれも普通徴収分  
 ●3月分保育園保育料  
 ●市税等 休日の納付相談窓口  
 ④3月25日(土)午前9時～午後5時  
 ◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。  
 ④納税課(☎31-4517・4518)  
 ■■納付には便利な口座振替を■■

**自動車税種別割の  
住所変更をお忘れなく**

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。  
 ○住所が変わったとき(変更登録)  
 ○自動車を売買したとき(移転登録)  
 ○自動車を使わなくなったとき(抹消登録)  
 23(令和5)年度の自動車税種別割納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。なお、変更登録が間に合わないときは、道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。  
 ④札幌道税事務所自動車税部(☎011-746-1190)

**確定申告と納税は正しくお早めに**

●申告と納期限について  
 所得税及び復興特別所得税の確定申告は3月15日(水)、個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日(金)が申告・納付の期限となっています。  
 なお、振替納税を利用されている方は、振替日(所得税及び復興特別所得税は4月24日(月)、消費税及び地方消費税は4月27日(木))に指定された口座から引き落としになります。  
 また、国税の納付は非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。  
 ●スマホで申告できます  
 確定申告書はスマートフォン(スマホ)または国税庁ホームページの画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され申告書を作成することができます。  
 また、作成した申告書はe-Taxから送信することで、税務署に行かずに自宅等から提出することもできますので、是非ご利用ください。  
 ④釧路税務署(☎31-5100)



**国民健康保険課からのお知らせ**

●国民健康保険の所得申告をお忘れなく  
 23(令和5)年度の国民健康保険料は、22(令和4)年中(1月1日～12月31日)の所得に基づき決定します。忘れずに所得簡易申告書を提出してください。  
 所得簡易申告書の提出が必要な方  
 ○所得税の確定申告や市道民税の申告をしていない方、申告の必要がないと言われた方  
 ○事業主から市民税課に給与支払報告書が提出されていない方  
 ○22(令和4)年中の所得がない方(申告により保険料の一部が減額になる場合があるので必ず申告してください)  
 ※公的年金を受給している方で、それ以外に所得がない方は申告の必要はありません。ただし、公的年金のうち、障害年金、遺族年金のみを受給している方は申告が必要です。  
 ※22(令和4)年度に国民健康保険課へ所得簡易申告書を提出した方(税務署等で申告した方を除く)には、3月下旬に23(令和5)年度分の申告書を送付します。  
 ●国民健康保険の手続きはお済みですか  
 国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険(国保)への加入が義務づけられています。転入や退職等で健康保険証をお持ちでない方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きをしてください。  
 なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入している方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険に加入した場合などには脱退の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。  
 【共通】④国民健康保険課保険担当(☎31-4528)

**環境**

**環境保全課からのお知らせ**

●市営墓地の供物や供花は持ち帰ってください！  
 持ち帰らない供物はカラスやキツネに食べ散らかされ、ごみの散乱の原因になります。また、空き区画等へのごみの投棄により付近の区画をお持ちの方も大変迷惑しています。皆さんが心地よく参拝できるよう、墓地内の環境保全にご協力ください。  
 ●野犬に注意してください！  
 湿原に近い場所での単独行動を避けるなど、野犬に注意してください。発見した場合にはむやみに近づかないようにし、場所や出没時間、野犬の特徴等をご連絡ください。  
 【共通】④環境保全課環境衛生担当(☎31-4533)

**環境事業課からのお知らせ**

●粗大ごみの収集は  
 早めのお申し込みを！  
 3・4月は粗大ごみ収集の申し込みが多くなり、申し込みから収集までお待たせする場合があります。あらかじめ処分する粗大ごみを確認し、早めにお申し込みください。  
 ●ごみを減らすためには  
 生ごみには多くの水分が含まれており、捨てる前にギュッと絞って水切りをするだけでもごみの量を減らすことができます。野菜は水洗いをする前に使えない部分を切り落とすなど、乾いたごみは濡らさないように意識することも生ごみ減量のポイントです。  
 ●集団資源回収に取り組みませんか  
 家庭から出る新聞紙などの資源物を協力して集めている団体に奨励金を交付しています。リサイクルの意識を高めながら団体の運営助成にもなります。  
 対象品目=新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック/奨励金額=対象品目1キログラムごとに2円(年2回交付)/対象団体=町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、PTA等の非営利団体(要事前登録)  
 ●3月の不燃ごみの収集日  
 [釧路・音別地域]第1・3水曜日の地区は3月1日(水)、15日(水)、第2・4水曜日の地区は3月8日(水)、22日(水)、[阿寒地域]第2・4金曜日の地区は3月10日(金)、24日(金)、第2・4土曜日の地区は3月11日(土)、25日(土)※各該地区はクリーンカレンダーをご覧ください。詳しくはお問い合わせください。  
 【共通】④環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)、④市民課環境担当(☎66-2211)、④市民課環境担当(☎01547-6-2231)



**春採湖レポート2021を作成しました**

春採湖調査会では春採湖とその周辺の自然環境に関する研究調査を行っており、21(令和3)年度の結果をわかりやすく整理した「春採湖レポート2021」を作成しました。ホームページで公開していますので、ご覧ください。  
 ④環境保全課自然保護担当(☎31-4594)

**福祉**

**第13回釧路連ふれあい運動**

④4月18日(火)～24日(月)のうち2泊3日  
 ※地区の老人クラブにより出発日が異なります/④阿寒湖温泉/④60歳以上(会員以外も可)/④湯治による健康増進と、高齢者の交流等/④1万8,400円(保険料200円含む)/④3月8日(水)までに最寄りの老人クラブ会長へ/④老人クラブ連合会事務局(☎43-2335)